

健

康

保

険

証

の

**今**お持ちの

健康保険証は

退職日の翌日から

使用できなくなります



会社を退職しても、そのままずっと健康保険証が使えると思っていたけれど、新たに健康保険加入の手続きが必要だった…！



▶ 裏面をご覧ください

大

切

な

お

話



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

【お問い合わせ先】業務第一グループ

電話 03-6853-6111 (自動音声案内 2番→2番を選択)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

住所 〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス7階

# 返 しましょう、健康保険証

- 退職したとき【翌日から使用できません】
- 社会保険の適用を外れたとき【翌日から使用できません】

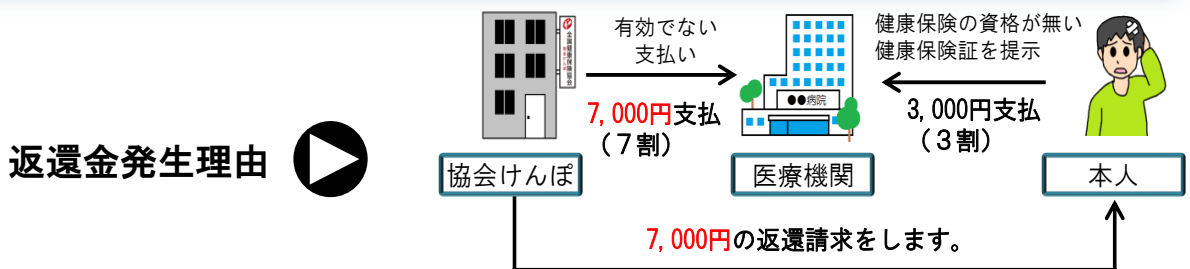
扶養ご家族の分も含め、**お勤め先**にお返してください

## Point

ご家族が扶養から外れた場合は、その当日から使用できません。  
そのご家族の健康保険証は、お勤め先にお返してください。

# そ の分の医療費は返還していただきます

- 使用できない無効な健康保険証で医療機関を受診したとき



# う っかり、こんな思い込み

- × 「新しい健康保険証が届くまで使えるだろう」
- × 「病院で何も言われなかったから平気だろう」
- × 「月途中の退職だから、月末までは使えるだろう」

## 資格喪失後の手続き

退職などで資格を喪失した日以降は、すみやかに健康保険の切り替え手続きを行い、**次の健康保険の加入資格で受診**となります。

切り替え後の健康保険は、以下のとおりです。

- ① 再就職の場合** → 再就職先を通じて交付を受けた健康保険証をご使用ください。
- ② ご家族様の被扶養者になれる場合** → ご家族様がお勤めの会社を通じて交付を受けた健康保険証をご使用ください。
- ③ 国民健康保険ご加入の場合** → 住所地の市役所・区役所で加入手続きを行い交付を受けた健康保険証をご使用ください。
- ④ 任意継続健康保険に加入する場合** → 一定の加入要件があります。詳しくは、協会けんぽホームページまたはお住まいの都道府県支部までお問い合わせください。